

公布された規則のあらまし

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則（規則第4号）

- 1 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益の用に供する場合で、知事が特に必要があると認めるときは、所定の期間を超えて貸し付けることができることとした。（第25条関係）
- 2 公有財産に航空機を追加することとした。（第34条、第39条、別表第3、様式第23号の9、様式第23号の10及び様式第25号の3関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。